

(東京高等裁判所経由)

横浜地裁民第143号

(組ろー05)

平成25年2月22日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

横浜地方裁判所長 倉 吉 敬

執行官事務の査察結果について

(平成6年12月20日付け民三第454号に基づく報告)

平成24年度に行った標記の事務査察の結果は別添のとおりです。

平成25年2月22日

横浜地方裁判所長 殿

横浜地方裁判所執行官監督官 深 見 敏 正

平成24年度執行官事務の査察結果について（報告）

標記の査察結果は下記のとおりです。

記

1 査察日、査察庁、査察担当者及び被査察執行官

自庁査察日程等は別紙1のとおり

全庁査察日程等は別紙2のとおり

2 査察事項

- (1) 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項
- (2) 事件の受付及び分配に関する事項
- (3) 事件の処理に関する事項
- (4) 記録、調書その他の書類の作成に関する事項
- (5) 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項
- (6) 予納金、保管金及び保管物に関する事項
- (7) 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項
- (8) 執行官室の運営に関する事項
- (9) 執行官の使用する事務員に関する事項
- (10) その他必要と認める事項

3 重点査察事項

- (1) 事件の処理に関する事項（特に長期未済事件及び現況調査報告書の処理に関する事項）

- (2) 記録、調書その他の書類の作成に関する事項
- (3) 記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項
- (4) 予納金、保管金及び保管物に関する事項
- (5) 執行官室の運営に関する事項

4 査察結果に対する所見等

別紙3「査察結果」のとおり

(別紙1)

自庁査察日程・庁・実施者等

査察月日	被査察執行官		査察実施者（及び補助者）	
	勤務庁	氏名	官職	氏名
6月26日（火）	本庁	渡邊 訓	判事（監督官）	深見 敏正
		大沢 一壽	同	小松 芳
		石井 規夫	判事補（監督官）	宮崎 雅子
		鶴川 好男	同	小林 麻子
		平島 長治	民事首席書記官	有竹 茂一
		大矢 洋明	民事次席書記官	若林 大三
		中村 洋一	事務局次長	増山 武司
		遠藤 経夫	総括主任書記官	齋藤 達也
		小早川 健造	民事訟廷管理官	尼崎 州一
		森田 政章	主任書記官	鵜木 幸二
		木村 和貴	同	高良 久美
			同	樋川 敏也
			同	大木 淳一
			同	伊藤 孝一
6月27日（水）	川崎支部	青木 清二	支部長（監督官）	藤山 雅行
		酒井 秋夫	庶務課長	長嶋 和弥
		倉本 雅弘	訟廷管理官	舩野 豊
			主任書記官	川崎 教巖
			同	山本 亨
			庶務課課長補佐	橋ヶ谷 成正
			会計係長	上田 秀樹

6月26日(火)	相模原支部	村松平仁 津久井義之 君和田久史	支部長(監督官)	笹村將文
			庶務課長	島田等
			主任書記官	建石学
			書記官	齋藤義之
			会計係長	平田明
6月22日(金)	横須賀支部	丸山雅敏 齋藤敏夫	支部長(監督官)	杉山正己
			庶務課長	柳田雅由
			主任書記官	今泉香代
6月19日(火)	小田原支部	岡田浩 粕谷明弘 遠島仁史 玉田浩一郎	支部長(監督官)	三木勇次
			庶務課長	大園守雄
			民事訟廷管理官	田町賢
			主任書記官	堀口洋一
			同	大石智
			同	新井康雄
			同	齋藤勝義
			同	柏木直
			会計係長	柳下久美子

(別紙2)

自庁査察日程・庁・実施者等

査察月日	被査察執行官		査察実施者（及び補助者）	
	勤務庁	氏名	官職	氏名
12月13日(木)	本庁	渡邊 訓	判事（監督官）	深見 敏正
		大沢 一壽	同	小松 芳
		石井 規夫	同	宮崎 雅子
		鶴川 好男	判事補（監督官）	小林 麻子
		平島 長治	民事首席書記官	有竹 茂一
		大矢 洋明	民事次席書記官	若林 大三
		中村 洋一	事務局次長	増山 武司
		遠藤 経夫	総括主任書記官	齋藤 達也
		小早川 健造	民事訟廷管理官	尼崎 州一
		森田 政章	主任書記官	鳩木 幸二
		木村 和貴	同	樋川 敏也
			同	大木 淳一
			同	伊藤 孝一
12月10日(月)	川崎支部	青木 清二 酒井 秋夫 倉本 雅弘	出納課長	平野 靜香
			判事補（監督官）	小林 麻子
			民事首席書記官	有竹 茂一
			主任書記官	高良 久美
			同	大木 淳一
			同	川崎 教巖
			同	山本 亨
			総括執行官補佐	大沢 一壽

12月19日(水)	相模原支部	村松平仁 津久井義之 君和田久史	判事(監督官)	深見敏正
			民事次席書記官	若林大三
			総括主任書記官	齋藤達也
			出納課長	平野静香
			主任書記官	伊藤孝一
			同	建石学
			総括執行官	渡邊訓
11月29日(木)	横須賀支部	丸山雅敏 齋藤敏夫	判事(監督官)	深見敏正
			民事首席書記官	有竹茂一
			出納課長	平野静香
			主任書記官	鷗木幸二
			同	樋川敏也
			同	今泉香代
			総括執行官補佐	大沢一壽
12月4日(火)	小田原支部	岡田浩 粕谷明弘 遠島仁史 玉田浩一郎	判事(監督官)	宮崎雅子
			民事次席書記官	若林大三
			総括主任書記官	齋藤達也
			出納課長	平野静香
			主任書記官	高良久美
			同	堀口洋一
			総括執行官	渡邊訓

(別紙3)

査 察 結 果

1 総評

(1) 事件処理等について

ア 平成24年度は、執イの申立てが同23年度と比較して81.1%と大きく減少したほか、執ロ事件の申立ては同90.4%、執ハ事件の申立ては同93.9%であり、執イロハ全体で約13.4%申立てが減少している。

また、平成21年12月から施行された中小企業者等の金融の円滑化を図る臨時措置に関する法律が同25年3月まで最終延長されたことから、不動産執行事件の申立てが平成24年度は同23年度の97.0%と下げ止まり感はあるものの3年連続して減少したことを受けて、現況調査の既済事件が同98.4%、不動産等売却事件の既済が同95.1%とやや減少したこともあり、事件処理は概ね順調に行われている。

ただ、金融円滑化法の最終延長期限である平成25年3月以降の事件数については、不透明なところも多く、順調に事件処理が行われている今のうちに、今後の事態に備える必要がある。

イ 記録の管理については、持ち出し記録は手帳等に控えた上で、当日執行予定の記録、電話連絡が予定されている事件の記録のみを持参する執行官がほとんどで、不要な記録はできる限り持ち歩かないことが実践されている。

データの管理については、セキュリティ通達は各執行官に理解されており、データの持ち出しは1件だけであった。また、自宅で作成した報告書については、自宅でプリントアウトしており、裁判所へはデータの形で持ち込んでいない執行官がほとんどであったが、中には私物のUSBメモリを使用して電子データを裁判所に持ち込んでいる執行官がいたことから、できる限り最高裁配布の指紋認証機能付きのUSBメモリを使用するよう指導した。

(2) 執行官室の管理・運営

総括執行官及び本庁の総括執行官補佐は、平成23年4月から引き続き同職にあって、常勤して2名態勢で本庁の執行官及び支部の執行官にも目を配り、事務処理上の疑問点や執行官室の運営について、支部の総括執行官補佐が不在のときでも直ちに本庁に相談できる態勢は維持されている。このように、総括執行官及び本庁の総括執行官補佐が中心となり横浜地裁全体の執行官及び執行官室に目配りをしていることが、支部の執行官事務の適正にも大きく寄与している。

2 事件の処理に関する事項

(1) 執イ、執ロ及び執ハ事件について

ア 執イ事件については、概ね予納から2週間以内に執行に着手していた。ただし、予納から期日指定まで3週間を超えるものがあつたので、予納後1週間以内に期日指定をするように、それができない場合はその理由を記録上明らかにするように指導した（小田原支部）。

イ 執ロ事件については、催告は予納から2週間以内に実施されていた。また、断行日は明渡し催告から1箇月以内の日に指定されており、いずれも適正、迅速に処理されていた。ただし、催告までの期間が予納から2週間を超えている事件が数件あつたが、その理由は債権者の希望というもので、その旨記録上明らかにされており問題となるものではなかった（本庁）。また、債務者会社に特別代理人を選任する関係で期間を徒過したものが1件あつたが、選任後は速やかに催告が行われており問題となるものではなかった（小田原支部）。

ウ 執ハ事件については、いずれも執行期間内に執行の着手が行われており、問題となるものはなかった。

(2) 担保不動産収益執行事件等について

強制管理事件及び担保不動産収益執行事件については、いずれも迅速に処理されていた。

3 長期未済事件の処理について

(1) 執ハ事件について

ア 本庁は5件の長期未済事件がある。本案判決を得ているが、本執行不能の見込みのため取下げ勧告に応じないものが2件（関連）、本案の和解で賃貸借契約が平成27年8月に終了することが確認されており、それまで債権者が保全執行を取下げないとするものが2件（関連）、本案の和解で債務者の死亡日より3箇月明渡しを猶予することが確認されており、それまで債権者が保全執行を取下げないとするものが1件である。長期未済を解消するためにはいずれも困難な事情を抱えており、債権者に定期的に照会を行う等、解消に向けた対処を継続的に行うよう指導した。

イ 川崎支部は2件の長期未済事件がある。本案判決が確定しているが、本執行に多額の費用が必要であり債務者から回収できる見込みがないため、債権者（川崎市）が本執行申立てに消極的であることに加えて、債務者（XXXXXXXXXX）が死亡し、相続人の調査に困難な問題があるものが2件（関連）である。執行裁判所と緊密に連絡をとりながら事件の解決に向けた進展を図る必要がある。

ウ 小田原支部は4件の長期未済事件がある。本案判決が確定しているが、債権者（国）の予算措置等の事情で本執行の見通しが立っていないものが4件（関連）である。長期未済を解消するためには困難な事情を抱えており、債権者に定期的に照会を行う等、解消に向けた対処を継続的に行うよう指導した。

(2) 現況調査報告書について

平成24年10月末日現在で報告書提出期限が経過しているにも関わらず、全庁査察日時点までに報告書が提出されていない事件が1件あったが（横須賀支部）、査察後の12月中に提出されており特に問題となるものはない。

4 手数料の算定、徴収について

手数料算定の根拠は、調書上及び記録上明らかになっており、適正に行われていた。

5 執行補助者の管理等について

立会人については名簿に基づき管理されており、特に偏りはなかった。解錠技術

者については技術力のある者が限られているとのことであったが、特に偏りは見られなかった。

6 記録、調書その他の書類の作成について

(1) 記録、執行調書、その他の書類

作成名義人、日付、押印漏れ等はなく、概ね正確に記載されていた。ただし、以下の点に正確さを欠く記載が見受けられたので、正確を期すよう指導した。

ア 強制執行調書の執行に立ち会った者等の署名押印欄に立会証人の署名がないもの（小田原支部）。

イ 債務者本人が立ち会っているのに、強制執行調書の執行に立ち会った者等の署名押印欄に同行した立会証人候補者に署名させているもの（小田原支部）。

ウ 強制執行調書の執行に立ち会った者等の署名押印欄に、立ち会った者の肩書きに誤りがあるもの（小田原支部）。

エ 同時執行の執口事件で、債務者が明け渡しに際し、動産所有権放棄書を置いていった事案において、執イ事件の執行不能調書で「差押禁止動産以外の差し押さえるべき動産の売得金で手続費用を弁済して余剰を生ずる見込みがない。」とすべきところ「債務者が動産の所有権を放棄したので、差し押さえるべき動産が存在しない。」としていたもの（小田原支部）。

(2) 現況調査報告書

対象物については、公図、地積測量図、建物図面等に基づいて特定されており、更地については境界石の確認もなされており、適正であった。占有者については、占有者の陳述、屋内に存置された郵便物、ライフライン調査、賃貸借契約書等の客観的資料に基づいて特定されており、適正であった。解錠までの手順も適正であった。

なお、表札、ナンバープレート、遺影（本庁）、洗濯物、写真、鏡に映っている人物（小田原支部）などにマスキング漏れが見受けられたので指摘した。

7 記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄について

- (1) 備え付けるべき簿冊は適正に備え付けられ、保管、保存、廃棄も適正に処理されていた。
- (2) 進行中の事件記録及び現況調査の資料は、自宅に持ち帰ったり、または携行しているものもあるが、持ち出し記録をノートや携帯電話にメモしたり、未済事件一覧表に印をつけたり、事件番号をデジタルカメラで撮影して把握するなど、各自工夫していた。持ち出す記録自体も当日使用する記録、当事者や評価人から連絡が来る予定の記録のみに限定するなど必要最小限のものに限定していた。また、未済事件一覧表の債権者の連絡先を活用することにより、持ち出し記録を可能な限り少なくする工夫や、記録の必要部分をコピーして持ち出し、記録自体を持ち出さない執行官もいた。
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]

- (3) デジタルカメラのデータは、ほとんどの執行官が自宅のスタンドアローンパソコンや外付けのハードディスクに保存して、用済み後速やかに、あるいは一定期間経過後に消去していた。

8 予納金、保管金及び保管物について

予納金、保管金の受入、払出、返納、保管物の保管、管理状況は概ね適正・迅速に行われていた。ただし、事件終了後2箇月が経過しているのに予納金の残を返納していない事件が1件あったので、速やかに処理するよう指導した（川崎支部）。

査察時にあった保管物は、いずれも[REDACTED]保管されていた（本庁、小田原支部）。[REDACTED]入らない保管物は[REDACTED]保管していた（横須賀支部）。

9 執行官室の経費について

収支明細書と証拠書類を照合した結果、預金出納帳の摘要欄記載の科目に誤りがあったもの1件（小田原支部）、現金出納帳の収入金額の累計欄に誤りがあったもの1件（小田原支部）以外は、各庁とも適正に記載されていた。支出は適正で、共同費用とならないものの計上はなかった。

なお、預金通帳の口座名義人がすでに退職した者であったため、速やかに変更するよう指示した（横須賀支部）。

10 執行官室の運営について

- (1) 総括執行官及び本庁の内勤の同補佐が常時執行官室に在室し、本庁・支部を問わず執行現場で問題が生じて、直ちに相談できる態勢となっている。毎月1回、総括執行官及び本庁、支部の同補佐が集まり、執行実務の問題点、執行官室の運営等を議論している。
- (2) 事務員は比較的短期間で本庁、各支部を含めたローテーションや担当事務のローテーションを行い、事務の均質化、統一化が図られている。総括執行官及び同補佐を中心とした指導態勢が整備されており、事務員に対して適切な指導監督が行われていた。